

平成30年度定例監査重点事項実施結果

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行する定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点的に監査を行う事項を定め実施した。

1 監査のテーマと目的

(1) 監査のテーマ

郵便切手類に係る事務処理は、適切に行われているか。

(2) 監査の目的

多くの所属で使用している郵便切手、はがき、収入印紙、収入証紙等の郵便切手類については、山梨県財務規則第243条の規定により、郵便切手類受払簿（以下「受払簿」という。）を備え、所要の事項を記載しなければならないとされているが、平成29年度の定例監査において、受払簿の未作成や記載誤りなど、21件の不適切な事務処理があった。

また、必要以上に郵便切手類を購入し次年度に繰り越している事例や使用予定のない郵便切手類を長期間保管している事例なども見られた。

郵便切手類は、換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、事務の適正な執行を確保し、そのリスクを低減する必要がある。

こうした中、平成29年6月の地方自治法の一部改正により、知事は、財務に関する事務等について、適正な管理及び執行を確保するための方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないと、いわゆる「内部統制」について規定され、平成31年度中に、事務上のリスクを評価・コントロールする体制を構築することが求められている。

こうしたことから、郵便切手類に係る事務処理が適切に行われているか監査し、もって内部統制体制の整備に寄与することとする。

2 監査の実施状況

(1) 監査の実施期間

平成30年4月19日から平成31年1月29日

(2) 監査の着眼点

- ① 郵便切手類の購入及び使用は適切か。
- ② 郵便切手類の管理は適切か。

(3) 実施方法

平成29年度に郵便切手類の受払事務を行った所属に対して、事前に重点事項調査書の提出を求め、定例監査時に、重点事項確認票により実施状況を確認した。

(4) 監査対象機関等

① 監査対象機関

知事部局、教育委員会、警察本部、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、企業局

② 監査対象所属数

本 庁 125 所属 (うち該当所属 57 所属)
出先機関 135 所属 (うち該当所属 131 所属)
合 計 260 所属 (うち該当所属 188 所属)

③ 監査対象事務

平成29年度に行った郵便切手類の受払事務

3 監査の結果

(1) 郵便切手類の受払いの状況について

平成28年度から平成29年度へ繰り越された郵便切手類は1,129万円余であり、平成29年度は2,775万円余を受け入れ、2,847万円余を払い出し、残りの1,057万円余が平成30年度へ繰り越されている。

(単位：円)

区 分	平成28年度受払実績			平成29年度受払実績				繰越の 増減率 (g÷c)
	受高累計 (a)	払高累計 (b)	次年度繰越 (c=a-b)	受高 (d)	受高累計 (e=c+d)	払高累計 (f)	次年度繰越 (g=e-f)	
切 手	38,543,439	29,965,109	8,578,330	24,810,420	33,388,750	25,379,760	8,008,990	93%
は が き	1,906,972	1,731,813	175,159	798,488	973,647	816,706	156,941	90%
収入印紙	3,923,650	1,679,900	2,243,750	1,649,600	3,893,350	1,853,250	2,040,100	91%
収入証紙	551,180	319,580	231,600	320,480	552,080	316,980	235,100	102%
そ の 他	131,050	66,630	64,420	179,010	243,430	106,170	137,260	213%
合 計	45,056,291	33,763,032	11,293,259	27,757,998	39,051,257	28,472,866	10,578,391	94%

なお、平成30年度へ繰り越された郵便切手類のうち、平成28年度及び平成29年度の両年度において使用されていないものが、次のとおり確認された。

- ・切 手 11 所属 合計 47,214 円
- ・は が き 16 所属 合計 25,210 円
- ・収入印紙 7 所属 合計 677,550 円

(2) 郵便切手類に係る事務処理について

郵便切手類に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要するものが認められた。

- ① 受払簿への登載を省略できないものが、受払簿に登載されていないもの。
 - ・郵便切手類（郵便切手、収入印紙、収入証紙、はがき（料額印面の付いたものに限る。）等）については、財務規則第246条関係運用通知により、受払簿への登載を省略することができるものを除き、受払簿に登載することとされているが、購入即払い出しをした切手やはがきの受払いが登載されていないものがあった。
 - ・レターパックが受払簿に登載されていないものがあった。
 - ・未発送の印刷済み年賀はがきが保管されていたが、残高が受払簿に記載されていないものがあった。
- ② 書き損じのはがきが廃棄されていたもの。
- ③ 監査日時点の現物の残枚数と受払簿の残枚数が一致していないもの。
 - ・印紙の払高に誤りがあり、監査日現在における受払簿の残高が現物の有高と相違していた。
- ④ 受払簿の備考欄に購入先、使用先が記載されていないもの。
 - ・備考欄に購入先及び使用先を簡略に記載すべきところ、記載されていないものや、用途や目的が記載されているものがあった。
- ⑤ 受払簿の月計や累計の記載に誤りがあるもの。
 - ・受払簿の計算式の誤りなどにより、月計や累計の枚数、金額の記載に誤りがあった。
- ⑥ 受払簿に物品取扱者が記載されていないもの。
 - ・受払簿には物品取扱者を記載することとされているが、記載されていないものがあった。
- ⑦ 受払簿が種別ごとに記載されていないもの。
 - ・52円の欄に切手とはがきの両方が記載されており、切手とはがきの枚数の確認が困難となっていたものがあった。
 - ・はがきが複数種類あったが、券面金額が記載されていないものがあった。